

# 財務業績の計算と表示・開示

## —財務業績に影響するサステナビリティ情報開示—

久持英司  
青山学院大学

### 要 旨

サステナビリティ情報は財務業績の数値そのものを構成するとはいえない。しかし財務業績との結合性を明確に示したうえで開示することにより、サステナビリティ情報は投資家にとって有用な情報になる。

情報の結合性は、(1) サステナビリティ関連のリスクと機会に関する数値、(2) サステナビリティ情報による測定者の財務数値の見積りへの影響、(3) サステナビリティ情報による投資家の企業評価への影響、の 3 つに分類することができる。

(1) では、サステナビリティ情報は財務業績との加法性が重要となる。(2) のようなサステナビリティ情報は、財務業績を算定する際に用いる見積りや将来予測、たとえば割引現在価値の算定に用いる各数値を求める場合など、測定者の主観的な判断が関わる際に、これら数値の算定に影響を与えることがある。また財務諸表において開示される情報はいわば過去情報であるが、投資家は(3)の観点からサステナビリティ情報を用いて、投資に対する期待とのずれの程度を確認し、かつ、企業の将来の利益の予測に役立てることもできる。

本稿ではまず、ISSB によるサステナビリティ開示基準が作成されるまでの経緯と、その概要についてまとめた。次に、サステナビリティ情報を財務諸表本体に開示する際には、第一の課題として加法性、第二の課題として、企業等がどの社会にとってのどの価値を求めるのに資する情報を提供すべきかという点がある。ここで、これらの課題を、従来の会計理論等に基づいた考え方においてはどのように解決を図ったかに関連づけて議論を進めていく。

一方で、サステナビリティ情報を財務業績として財務諸表本体に記載するためには、どのような方法があるかについても検討した。こうした方法は制度化するには難しい点もあるが、そのような実用性からは離れた上で考える。

## I はじめに

本稿<sup>①</sup>の、統一論題「業績報告の国際的動向」の中における位置づけは、国際的および各国における主要なサステナビリティ情報開示基準の整理と、サステナビリティ情報と財務業績との総合的な開示方法の理論面での検討である。かつては社会関連情報、具体的には環境情報、人的資源情報、社会責任情報などの測定と報告に関しては、一部の研究者により熱心に議論され、また意識の高い一部の企業からは任意の情報開示がなされてきたが、社会や基準設定機関等からの注目度の上がり下がりという波を強く受けることもあり<sup>②</sup>、これまで必ずしも会計領域のメインストリームの一局面としては扱われていたわけではなかったといわざるをえない。しかし地球環境問題、貧困問題および人権問題等、数々の社会的かつグローバルな課題への取組みが避けられないことがほぼ明確となった1990年代後半より、サステナビリティやCSR (Corporate Social Responsibility; 企業の社会的責任)、さらに今世紀に入ってからSDGs (Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標) に関わる情報に対する重要性が大きく高まり、制度化への動きが強力に加速しているところである<sup>③</sup>。

サステナビリティ情報は現在、狭義での財務業績の数値そのものを構成するとはいえない。実際、かつて環境情報および社会関連情報などの開示が学問上、議論されていた際にも、これらの情報は加法的がない、すなわち互いの数値を加減算できず、仕訳の対象ともならないため財務会計が取り扱う範囲のものではなく、数値を表示する統計<sup>④</sup>にすぎない、との議論も一方ではなされていた。しかし、財務業績との結合性、いわばつながりを明確に示したうえで開示することにより、サステナビリティ情報は投資

家にとって企業価値を評価するにあたり、有用な情報になるといえよう。

この意味での情報の結合性(統合あるいはつながり)は、(1) サステナビリティ情報に係わるリスクと機会に関する財務数値、(2) サステナビリティ情報による測定者の財務数値の見積りへの影響、(3) サステナビリティ情報による投資家の企業価値評価への影響、の3つに分類することができる。

(1) では、サステナビリティ情報は財務業績との加減算が可能な情報となっている。本稿では統一論題の趣旨に沿って、この観点からの検討を後半で行っている。サステナビリティ情報を財務業績として、突き詰めて言えばサステナビリティ情報を財務諸表本体、換言すれば計算書本体、に記載するということがここでの論点となる。仮に財務諸表本体に計上せず、注記等に記載するだけならば、利用者の見方によっては「サステナビリティ情報は存在しない」も同然と見られなくもない。一方でこれらは見積りというよりも、むしろ推定や企業独自の判断を強く取り込んだ情報であるため、信頼性および客観性が劣る情報という評価も下せる。

一方、(2) のようなサステナビリティ情報は、財務業績を算定する際に用いる見積りや将来予測、たとえば割引現在価値の算定に用いる各数値を求める場合など、測定者の主観的な判断に関わる際に、これら数値の算定に影響を与えることがある。

また、財務業績には企業の会計期間のフローとしての情報と、会計期間末のストック情報とがあり、財務諸表において開示されるこれらの情報はいわば過去情報であるが、投資家は(3)の観点からサステナビリティ情報を用いて、投資に対する期待とのずれの程度を確認し、かつ、企業の将来の利益や将来キャッシュ・フローの予測に役立てることもできる。

前述したように、本稿の後半は(1)に基づいて行うことになるが、統一論題のいま一つの趣旨として、サステナビリティ情報の国際的動向について明らかにする、という点がある。そこで次節では、(2)および(3)に関わるサステナビリティ情報、すなわち現行の開示基準の動向について整理していく。

## II サステナビリティ情報の開示基準等の経緯

本節では、国家・法域を越えて適用することが可能な、民間の主要な国際的組織によるサステナビリティ基準の開示基準について見ていく。

これら民間の主要な国際的組織、いわゆる「ビッグ・ファイブ」と呼ばれていた5つの組織とは、順不同に、IIRC (International Integrated Reporting Council: 国際統合報告評議会)、SASB (Sustainability Accounting Standards Board: 米国サステナビリティ会計基準審議会)<sup>6)</sup>、GRI (Global Reporting Initiative: グローバル・レポートイング・イニシアティブ)、TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース) および CDSB (Climate Disclosure Standards Board: 気候変動開示基準委員会) である。これらの組織からは、それぞれ開示基準等が公表され<sup>6)</sup>アルファベットによる略称の乱立からか「アルファベット・スープ」状態にあるとも揶揄されてきた。こうした流れを受けて、これら開示基準の事実上の統一化への流れの一環として、2021年10月から11月にかけて英国グラスゴーで開催されたCOP26 (United Nations Climate Conference of Parties UK 26: 国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議) において、IFRS (International Financial

Reporting Standards: 国際財務報告基準) 財団のもとにISSB (国際サステナビリティ基準審議会) を設立することが宣言された。

これを受けて、翌年2022年1月にはISSBとCDSBが統合し、同年7月にはISSBがVRFと統合した。2023年6月にはISSBがIFRSサステナビリティ開示基準 (IFRS Sustainability Disclosure Standard) としてIFRS S1『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』 (General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information) およびIFRS S2『気候関連開示』 (Climate-related Disclosures) を公表した。翌7月にはIFRS S1とIFRS S2をIOSCO (International Organization of Security Commissions: 証券監督者国際機構) が承認し、2024年1月以降より開始する上場企業の年次報告書からIFRS S1およびIFRS S2の適用が可能となった。2023年10月にはTCFDが解散を決定し、IFRS財団に引継ぎを依頼している。

一方、日本では2021年6月に東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コードを改訂し、補充原則3-1③において、プライム市場企業に対し、気候変動に係るリスクや機会に関してTCFDまたは同等の枠組みに基づく開示を要請することとなった。また翌年2022年7月には、前年のISSB設立を受けて、日本のサステナビリティ開示基準設定主体として、FASF (Financial Accounting Standards Foundation: 財務会計基準機構) 内にSSBJ (Sustainability Standards Board of Japan: サステナビリティ基準委員会) を設置している。そして2024年3月にSSBJは、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案『サステナビリティ開示基準の適用(案)』、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号『一般開示基準(案)』

およびサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号『気候関連開示基準(案)』を公表し、7月末までにコメントを募集したのである<sup>(7)</sup>。

諸外国でも、法律上の裏付けを有する、いわゆるハードローとしての開示基準を定める動きがみられる。主要な各国のものとして次のようなものがある。まずEU(European Union: 欧州連合)では、2023年1月からEU指令としてのCSRD(Corporate Sustainability Reporting Directive: 企業サステナビリティ報告指令)を発動させている。CSRD自体は環境権、社会権、人権およびガイダンス要因などの報告を義務づける指令であるが、この指令に従って、ESRS(European Sustainability Reporting Standards: 欧州サステナビリティ報告基準)が2024年1月より従業員500名以上の上場企業等に適用され、引き続き、中小規模の上場企業およびEU域外の企業にも適用される予定である<sup>(8)</sup>。ここでサステナビリティ情報とは具体的に、気候変動、生物多様性、従業員、消費者などと事業活動に関連する内容を指す。

米国では、2020年にSEC(Securities and Exchange Commission: 証券取引委員会)が上場企業に対して人的資本の情報開示を義務付け、その後、2024年3月にはSEC規則『投資家のための気候関連情報開示の推進及び標準化』(The Enhancement and Standardization of Climate-related Disclosures for Investors)を公表し、早ければ2025年より、温室効果ガス排出量情報の開示、算定方法の開示、温室効果ガス排出量に対する取締役会等の関わり方の開示および温室効果ガスに対するリスク管理についての情報開示を段階的に求めることとなっていたが、現在では執行が停止されている<sup>(9)</sup>。

英国については、2021年1月1日より開始

する年度からFRC(Financial Reporting Council: 財務報告評議会)により、プレミアム市場に上場している企業について、TCFDが『最終報告書』で定めた提言に従った気候変動情報の開示を義務付けている。また翌年2022年1月1日移行開始の年度からはスタンダード市場の上場企業にも同様に適用を始めている。

最後に日本では、2023年1月開示府令(「企業内容等の開示に関する内閣府令」)が改正され、2023年3月期より、有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え方及び取組」等について開示することとなった。この内容については後述する。またSSBJによる開示基準についても、エンドースされれば、法的な裏付けを得たものとなる<sup>(10)</sup>。

### III IFRS S1, IFRS S2の概要と日本の有価証券化証券報告書における開示との関係

本節では、ISSBによるIFRS S1およびIFRS S2についてまず概観し、次にこれと類似する形で2023年3月期からの日本の有価証券報告書等に対して適用している、開示府令における規定との関係について述べる。

ISSBが2023年6月に公表したIFRS S1は、まず、概念上必要とされる基盤、いわばフレームワークを4点提示している。その4点とは、

(1) 公正な開示(IFRS S1, pars.10-16), (2) 重要性(IFRS S1, pars.17-19), (3) 報告主体が財務諸表と同じであること(IFRS S1, par. 20<sup>(11)</sup>), (4) 情報の結合性(IFRS S1, pars.21-24), である。その上で、サステナビリティ関連のリスク(マイナス面)および機会(プラス面)に関する情報の開示を要求している。その内容は、TCFDによる2017年の『最終報告書』で提言された4分類のコア・コンテンツ、すな

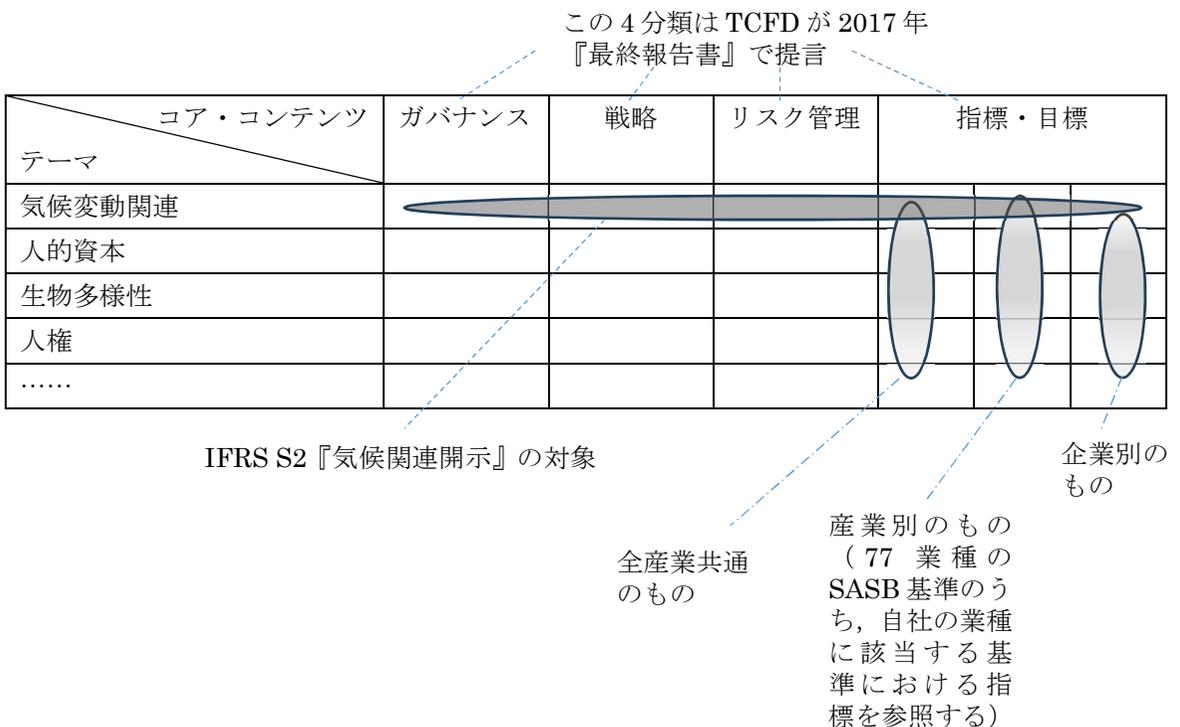
わちガバナンス (IFRS S1, pars.26-27), 戦略 (IFRS S1, pars.28-42), リスク管理 (IFRS S1, pars.43-44), 指標・目標 (IFRS S1, pars.45-53) に分かれている。そして以降は, IFRS S2 が示す気候変動関連情報のように, テーマごとに開示を行うことを求める, という形になっている。テーマごとの開示基準については, 現在は IFRS S2 しか公表されていないが, 引き続き, 人的資本, 生物多様性および人権などのテーマ別の開示基準が作成される予定である。

IFRS S1 が示したコア・コンテンツおよび IFRS S2 以降のテーマとの関係を図示したものが下記の図 1 である。

なお, 指標・目標の項目については, IFRS S2 のパラグラフ 28 に従い, 全産業共通の指標・

目標, 産業別の指標・目標および企業別の指標・目標に分割して図示している。IFRS S1 によると, 該当する IFRS サステナビリティ開示基準が求める指標, および各社が目標を達成するためなどに当たって設定した指標を開示すること (IFRS S1, par.46; par.56) とし, もし該当する IFRS サステナビリティ開示基準に言及がない場合には, SASB 基準における指標などを利用する (IFRS S1, par.47; par.58) と述べている。統一論題報告の時点では IFRS S2 以降の IFRS サステナビリティ開示基準が作成されていなかったが, IFRS S2 の気候変動関連以外のテーマであっても, IFRS S2 と同様の形で開示が要求されると考えられるため, 図 1 のように作成した。

図 1: IFRS S1 および S2 以降の開示基準との関係



(出典: 筆者作成)

図 1 に示したように、IFRS S1 におけるコア・コンテンツは、TCFD が『最終報告書』で提言した 4 つのコア・コンテンツと同様であるが、これら 4 つのコア・コンテンツの開示内容とその関係は次のようになる。

まずガバナンスに関する開示とは、自社（財務諸表上の連結グループとして<sup>(12)</sup>）における各種のサステナビリティ関連のリスクと機会の管理やモニタリング等の態勢の充実を図るための、社内ガバナンスの状況や手続等と、その中における経営陣の役割について報告することを指す。

次に戦略に関する開示とは、自社にとって影響を与えかねないサステナビリティ関連のリスクと機会の内容、サステナビリティ関連のリスクと機会が自社のビジネスモデルやバリューチェーンに与える影響の内容、サステナビリティ関連のリスクと機会が自社の戦略と意思決定に与える影響、サステナビリティ関連のリスクと機会が自社の財政状態・経営成績・キャッシュフローに与える影響、サステナビリティ関連のリスクへの自社の対処能力（レジリエンス）について明らかにすることをいう。コア・コンテンツの名称としては「戦略」であるが、開示の内容は、外的要因としてのサステナビリティ関連のリスクと機会を把握し、それらが自社の営業活動等にもたらす影響はいかほどかを理解していることをも明らかにすることを求めており、サステナビリティ関連のリスクと機会に対応するための前提となる資料等を自社が手に入れているかということがここでの開示の焦点になるといえる。

リスク管理に関する開示とは、サステナビリティ関連のリスクと機会の識別、評価、順位付けし、監視するための自社の仕組みや方針を明らかにし、これらの仕組みなどが自社の全社的リスク管理とどのように統合されているかを

示すことになる。

最後に指標・目標に関する開示では、自社のサステナビリティ関連のリスクと機会に関わる、実績としての目標達成度合いや進捗度合いについて指標を通して明示することになる。

これらのコア・コンテンツに関する情報の開示内容を検討すると、開示の順に、サステナビリティ関連の各テーマにおけるリスクを低減し、かつ機会を増大させていくプロセスを、より具体化していくような順序となっているといえる。またこれらの情報を開示することそれ自体にも意義はあるが、そればかりではなく、開示情報を情報利用者によって他社と比較されるようになることから、自社が各種のサステナビリティ関連のリスクの低減に対処し機会の増大を図っていることを、情報利用者、すなわち投資家を始めとするステークホルダーに明らかにすることを通じて、他社よりも高い評価をステークホルダーから得られるようにするためには、上記の各種プロセスをより向上させるという動機づけや推進力にもなると考えられる。

注 12 でも述べたように、サステナビリティ情報は一般目的財務報告の中で開示するが、開示の箇所としては、財務報告の中のマネジメント・コメンタリー等に記載すると IFRS S1 では表現している（IFRS S1, par.61）。一方、日本の開示制度では、まだ IFRS S1 や IFRS S2 に関する言及はないが、2023 年 1 月改正の開示府令において、有価証券報告書<sup>(13)</sup>の第二「事業等の状況」のうちの「サステナビリティに関する考え方及び取組」の箇所において、ほぼ同様の内容を開示することが求められるようになっている。開示府令によれば、「ガバナンス」と「リスク管理」に関する開示は必須であるが、「戦略」と「指標及び<sup>(14)</sup>目標」に関する開示は重要なものについて記載することになる、とし

ている。ただし、開示府令独自の特徴として、人的資本および人的多様性については、「戦略」と「指標及び目標」についても開示することを求めており、とりわけ人的多様性の戦略に関しては「人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）」（開示府令第二号様式(30-2)c(a)）を記載すること、とかなり細かな規定となっている。また「サステナビリティに関する考え方及び取組」の箇所ではなく、同じ「事業等の状況」における「従業員の状況」の箇所ではあるが、ここには、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率、労働者の男女の賃金の差異など、いわゆる「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の規定からの影響を受けた指標の記載が求められている点も、日本の開示府令でのサステナビリティ情報開示の特徴といえよう<sup>(15)</sup>。

#### IV サステナビリティ情報の開示方法の検討

ここまではサステナビリティ情報開示の制度に関する局面について主に論じてきた。本節では実用的な観点からはやや離れた上で、サステナビリティ情報と財務業績との総合的な開示方法について、理論的に検討したい。

ここではまず、サステナビリティ情報は企業等の組織の財務業績<sup>(16)</sup>に影響を与える、または組織の財務業績に影響を与えることはないとはいえない、という意識もしくは信念が共有されていることを前提としておく。すなわち、サステナビリティに関連するコストが多く、財務業績としての利益がコストをかけなかった場

合と比べて悪化しているにもかかわらず、同社の株価などの評価が上昇する可能性がある、ということである。その上で、サステナビリティ情報を財務諸表本体に記載する方法はあるか、ということについて考えてみる。

議論の関係上、これに正対する考え方に基づいて検討をはじめ。財務諸表本体に計上されている数値のみで企業等の組織の業績を捉える、という限りにおいては、仮にサステナビリティ情報を財務諸表の本体に記載せず、注記等に開示するだけであるならば、そのようなサステナビリティ情報は事実上「存在しない」も同然、ということになってしまう。これまで制度化されない限り、サステナビリティ情報が財務諸表本体に計上（量的な意味での重要性がある場合を除き）なされず、注記をはじめ財務諸表外情報において定性的情報としてしか開示されてこなかったのは、「財務諸表本体の情報」と「財務諸表本体の情報および定性的情報」には事実上、情報利用者からの捉えられ方に違いがまったくなかったからではないか、と考えられる。この観点を敷衍すれば、注記等にしかサステナビリティ情報が開示されないとするならば、財務諸表本体に記載された情報よりも重要性や蓋然性が劣る情報であるとも捉えられるため、結局、そのような重要性等の劣るサステナビリティ情報は不要であり、サステナビリティ情報を当該企業や組織が開示を（さらにはサステナビリティへの対応を）しようとしまいと、情報利用者にとっての価値はまったく変わらない、という極論も成り立ちうる。

それでは、「価値のある」組織とは何であろうか。それは、存在しないよりも、存在するほうが、「社会」<sup>(17)</sup>にとって望ましい組織である、といえる。このような組織を存在もしくは存続させるためには、組織の存在や存続にとって必要なものを、「社会」が組織に提供する必要が

ある。このような必要物、つまり資源は具体的には、いわゆるヒト、モノ、カネ、情報、知識、空間、時間等となる。そこで、社会が組織に提供した資源以上の戻りや報償<sup>(18)</sup>が得られるはずである、という意図が存在することが「当該組織には価値がある」ことの本質であるといえよう。したがって資源提供者は、現に存在する<sup>(19)</sup>組織に対しては、「価値」があるのかどうかを知りたいと考えるのである。各々の資源提供者には、提供できる資源に限度や希少性があるのが通常のため、資源提供者にとっては、それぞれの組織の「価値」の比較が必要となる。そこで、比較に利用するための資料として、計算書が必要となるのである。

計算書本体に、本来定性的である情報を記載するためには、2つの課題がある。第一に、加法性の問題である。情報は、数値化および同じ単位を使用しなければ、加算や減算をすることができない。第二の課題は、組織は、どの「社会」にとっての「価値」を求めるのに資する情報を提供すべきか、決定をしなければならない、ということである。

先に第二の課題について検討する。従来の会計理論に基づいた考え方を、たとえばISSBなどが採用しているが、そこでは「社会」を、投

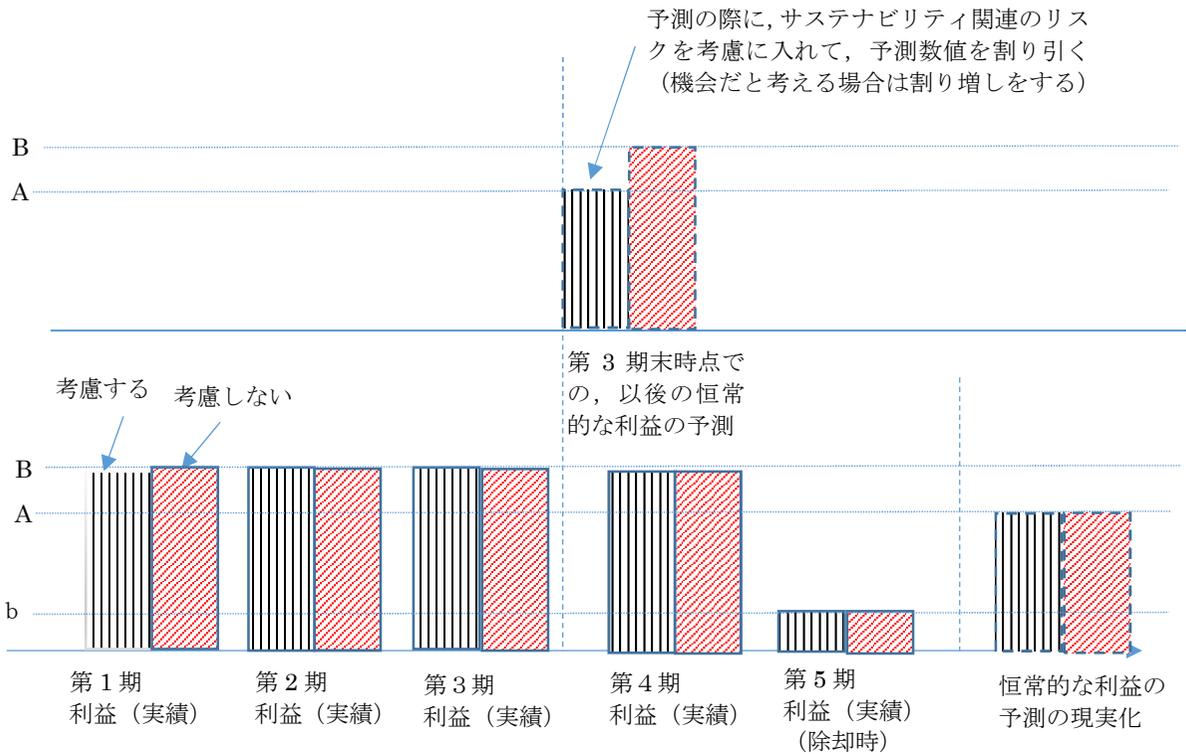
資家を中心としたものであると規定し、「価値」および財務業績は、株式時価総額や恒常的な利益数値などをもって、組織の「価値」としている。

また前者の加法性に関する問題であるが、現行の開示基準におけるサステナビリティ情報は財務諸表本体と同じ金額表示とはしておらず、加算や減算の実施は放棄する道を探っている。その代わりに、注記等において開示、もしくは統合報告書等、別の報告書に開示することで、サステナビリティ情報を考慮に入れて、財務諸表本体から得られる財務業績（恒常的な利益）の予測の際に各情報利用者が適用する将来のキャッシュフロー、割引率および予測年数などを変更させることになる。

現行の開示基準は、この両者の方法によって、定量的な財務数値と、定性的なサステナビリティ情報という、性質の異なる情報の結合性の無さへの解決を図ったものといえる。

この場合、サステナビリティ情報が財務業績（恒常的な利益）の予測に影響を与える過程について、サステナビリティ情報を財務諸表本体に反映させることが可能ではないので、次の図2のようになるであろう。

図 2：サステナビリティ情報を財務諸表本体に反映させるのが不可能な場合における利益の推移と予測



（出典：筆者作成）

図 2 の「考慮する」側（縦線の枠）も「考慮しない」側（斜め線の枠）も、ともに同じ財務業績を有しているものとする。両者ともたとえば推定的債務としての有形固定資産に対する環境負債が存在するが、現行の制度では財務諸表本体に計上しないため、第 1 期から第 4 期までは財務諸表本体に何ら影響はなく、当該資産の除却時たる 5 期目にまとめて除却費用を財務諸表本体に記載することになる。A、B および b はそれぞれ数値を表し、 $0 < b < A < B$  とする。図の下半分が、各期における両者の利益の実績値である。

ここで、第 3 期末時点で、それ以後の年度において発生する恒常的な利益（平均的な利益）を予測したのが、図 2 の上半分の箇所である。サステナビリティ情報を「考慮する」情報利用

者の側は、財務諸表本体ではないにしても、開示されているサステナビリティ情報を考慮に入れて、サステナビリティ関連のリスクに対する自身の判断に基づき、予測数値を B から A に割り引く。逆にサステナビリティ関連の機会であると考えた場合には、逆に予測数値を割り増しをする。

一方、「考慮しない」側の情報利用者は、過去 3 期の実績の平均が B であったことから、以後の平均的な利益、すなわち恒常的な利益も B であると予測すると考えられる。

第 5 期目には除却費用が反映され両者の利益の実績値は b となるため、第 5 期末を終えた段階での両者の 5 期通算の平均的な利益は仮に A だったとしよう。このときは、過去の実績値の平均であるから「考慮する」側も「考慮し

ない」側も変わりはない。しかし「考慮する」側にとっては、第3期末時点での予測値はAであったため、(ほかの点についての予測の外れもなかったとして)第3期の予測値は実績を予測できたが、「考慮しない」側は第3期末時点での予測値はBであったので、実績をマイナス方向にミスをした予測を行ったことになる。

このような結果を考慮に入れると、注記や財務諸表外情報としての定性的情報たる(現行の)サステナビリティ情報に重きを置かない情報利用者にとっては、財務報告は財務業績の予測に有用でない、という判断を下しかねない。そのためには、前述した2点の課題(加法性の課題、およびどの社会にとって価値を求めるのに資する情報を提供すべきか)について、他の解決法を考えねばなるまい。

まず加法性の問題については、サステナビリティ情報の内容たるESG(Environment, Social, Governance: 環境, 社会, ガバナンス)活動について、支出したコストおよび得られた効果を金額表示し、単位を統一すれば、財務諸表本体に記載することは可能である。また、ESG活動に関して支出したコストは、その効果が得られる期間にわたって繰り延べることになる。ESG活動に関する効果は、通常の設定投資資産と同様に、経営者の判断、いわばマネジメント・アプローチにより、効果を得られると考えられる期間にわたって計上することになる。そしてESG活動によって得られる効果は、プラス面ばかりではなく、当該活動を実施しなかった場合において被ったであろう、顕現したリスクの回避(つまりマイナス面の減少)の推定額も含まれることになる<sup>(20)</sup>。

1970年代よりなされてきた多くの提案や議論は、既存の財務諸表(計算書本体)および会計理論を、部分的にもしくは全体的に再構築するものであった<sup>(21)</sup>が、現在、企業が自社のESG

活動から得られると推定する効果を、財務情報として各社それぞれに財務諸表外で開示しているという現行の実務からすると、従来の財務諸表数値と、財務諸表外の財務数値を合算するという流れのほうが、企業活動に関する情報を一括して総合的に開示するという意味でスムーズかも知れない。

第二の課題については、財務業績を、恒常的な利益もしくは将来的な利益と本稿では捉えている以上、主要な利用者は資源提供者のうち、投資家であると考えざるを得ない。しかし、金額の使用は単に単位を統一して加法性を維持するために導入された解決法であるため、「社会」とは、必ずしも投資家のみを指すわけではない。そのため、サステナビリティ情報の報告対象は、資源を提供する消費者、市民社会および従業員等も含めることができるといえる。したがって、資源提供者全般にとっての「価値」を求めるのに資する情報を、財務諸表本体に記載したサステナビリティ情報は提供することになるであろう。

## V おわりに

最後に、サステナビリティ情報の開示に関する今後の方向性について2点指摘する。

まず各種のサステナビリティ情報の開示基準については、現在、ISSBによる開示基準の下に整理されつつあるが、今後も、たとえば自然資本に関するTNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: 自然関連財務情報開示タスクフォース)など、領域ごとに新たな開示基準設定機関と基準および提言等が作成され、これらをTCFDやSASBの同様の形でISSBの開示基準にすべて取り込めるかが課題となる。

また、サステナビリティ情報と財務業績との

総合的な開示という課題に関しては、自社が行っている取組みについて、どのように財務業績に結びつかかという、いわば「ストーリー」の明確化と伝達が必須となろう。さらに、サステナビリティ情報は情報作成者、すなわち企業による推定に大きく依存するものが多いため、財務業績に影響を与えるか否かの規準もしくはメルクマールをどのレベルのものとするか、といった議論も必要となろう。

財務諸表本体にサステナビリティ情報を開示するにはこうした数々の課題があるばかりでなく、加えて制度化にあたっての問題や第三者による保証の付与の方法など、議論となりうる内容は山積しているが、まずはそれらの制約にとらわれることなく議論を行っていくことの重要性を、あらためて強調しておきたい。

## 注

- (1) 本稿は、2024年9月28日から29日にかけて行われた国際会計研究学会第41回研究大会統一論題（於：早稲田大学）での報告内容に基づいている。本稿はこのような性格のものであるため、報告当日以降の内容等については、本文ではなく、文末注において主に扱っている。筆者の怠慢と日頃の時間配分の未熟さにより本稿の作成が遅れ、統一論題座長の齋藤真哉先生、統一論題ご登壇の先生方、および学会年報編集委員会の先生方には大変ご迷惑をおかけした。深くお詫び申し上げます。
- (2) たとえば合崎 [1989, 6-7 頁] を参照されたい。
- (3) ただし、2025年1月に第2次トランプ政権が米国で発足して以降、米国企業ではこれまでの脱炭素への取組みからの離脱、従業員の多様な多様性目標の撤廃、SNS情報におけるファクトチェックなどの投稿内容対策の取止めを行うなど、これまでの企業経営者によるSDGsに関わる取組みが単なる見せかけであり、何らの経営哲学やミッションも持たずに実施されてきたことが問われるような事態が生じていることも危惧される。たとえば日本経済新聞の記事 [2025a; 2025b; 2025c; 2025d; 2025e] などを参照されたい。
- (4) ここでいう統計とは、対象となる集団からその実態に関する数値を得て一覧表等を作成するこ

と、もしくはその一覧表等自体といった意味であり、多くの実証研究において行われる、サンプルに対する標本調査から母集団全体の傾向を分析する手法を意味するものではない。後者の意味での「統計」は統計的手法を用いることから現在では「統計学」と重なる部分も多いが、前者の意味での「統計」は少なくとも（複雑な）統計的手法を用いることはまずない。前者の意味での統計と、会計との区別について詳しく論じたものとして、たとえば安藤 [2001, 215-227 頁] がある。

- (5) IIRC と SASB は 2021 年 6 月に統合して VRF (Valure Reporting Foundation: 価値報告財団) となった。
- (6) IIRC からは 2013 年に『統合報告フレームワーク』(Integrated Reprtoing <IR> Framework), SASB からは 2017 年に『SASB 概念フレームワーク』(SASB Conceptual Framework), TCFD からは 2017 年に『最終報告書』(Final Report), そして CDSB からは 2010 年に『気候変動報告フレームワーク』(Climate Change Reporting Framework) がそれぞれ公表され、その後、各文書等の改訂・追加がなされてきた。
- (7) コメントを受けて SSBJ は 2024 年 11 月にサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号・サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号『指標の報告のための算定期間に関する再提案』を公表した上で、2025 年 3 月にサステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』, サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号『一般開示基準』およびサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号『気候関連開示基準』として確定させた。
- (8) その後 2025 年 2 月に欧州委員会は CSRD 等の適用開始時期の延長等を表明した。この動きは後述する、日本の上場企業へのサステナビリティ情報の開示の義務化の動向にも影響を与えている。たとえば日本経済新聞 [2025f] を参照されたい。
- (9) この部分の経緯については、上利 [2025, 113-114 頁] などを参照されたい。
- (10) ここでいうエンドース (もしくはエンドースメント: endorsement) とは、ASBJ (Accounting Standards Board of Japan: 企業会計基準委員会) による会計基準が、金融商品取引法第 193 条、財務諸表等規則 (「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」) 第 1 条、金融庁告示「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」により個別に法的な「権威」(佐藤 [2004]) を得ることを

- 指す。佐藤 [2013] も参照されたい。
- (11) IFRS S1 のパラグラフ 20 のタイトルでは「報告主体」(Reporting entity) となっているが、内容を勘案して「報告主体が財務諸表と同じであること」と表記した。
- (12) サステナビリティ情報開示の報告主体は財務諸表と同じである必要があり (IFRS S1, par. 20), その一般目的財務報告の中で開示される (IFRS S1, par.60)。
- (13) 実際には、開示府令の有価証券届出書に関する第二号様式における規定が有価証券報告書に関する第三号様式に準用されている。
- (14) ここでは開示府令の表記あわせて「および」を漢字表記にしている。
- (15) 企業内容等開示ガイドライン(「企業内容等の開示に関する留意事項について」の 5-16-4 によれば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」には規定の事項を記載した上で「当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の参照する旨の記載を行うことができる」としており、有価証券報告書の他の箇所、たとえば「コーポレート・ガバナンスの概要」「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「事業等のリスク」などや、統合報告書など有価証券報告書以外の報告書やウェブサイトにも分散して開示情報を記載することが事実上可能となっている。この規定は、これまで「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する規定が設けられていなかった頃から、自主的に有価証券報告書において自社が適切と考える箇所にサステナビリティ情報を開示していたり、統合報告書など別の報告書で開示したりしてきた、いわゆるサステナビリティ情報開示の「パイオニア」たる企業に配慮し、これまで行ってきた開示方法の継続を認めた規定ということができよう。なお、企業内容等開示ガイドラインの 5-16-5 には、5-16-4 における「他の箇所において記載」に含まれる情報として、「管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を…(引用者中略)…『従業員の状態』において記載している場合が含まれることに留意する」とあるため、これら 3 点の開示情報も開示府令ではサステナビリティ情報として認識していることは明らかである。あわせて、兵頭他 [2023; 2024] も参照されたい。
- (16) 本稿で財務業績とは、恒常的な利益もしくは将来的な利益、を指すものとする。
- (17) ここでいう「社会」が示す範囲は、人や状況によって限定的もしくは柔軟な相対性がある。したがって、「社会」イコール「個人」、ということもありうる。
- (18) 報償は有形であることも無形であることも想定される。このうちいずれかを、もしくは両方を報償として理解するかについても、人や状況によって限定的もしくは柔軟な相対性がある。
- (19) これから成立することになる組織の場合には、これから存在することになる組織、と捉えることが可能である。この場合に必要となるのは予測情報や将来・未来の情報となる。
- (20) マイナスの減少に関する推定額を財務諸表本体に計上することに関しては、現行の税効果会計においても、繰延税金資産の算定にあたって行われているのご指摘を、統一論題座長の齋藤真哉先生よりいただいた。
- (21) 外部報告との関連に限っても、アプト社の社会監査 (Abt [1973]), エステスの社会的ベネフィット・コスト・モデル (Estes [1976]), 付加価値計算書に関する議論、日本の環境省の『環境会計ガイドライン』に基づく環境会計など、国内外を問わずその研究業績は非常に多く、ここに紹介しきれないものではないが、そのごく一部について文献一覧に記載した。

## 参考文献

- Abt, C.C. [1973] *Managing the Socially Responsible Corporation: Garrett Lecture delivered at Columbia Graduate School of Business, Cambridge, Massachusetts*: Abt Associates. (名東孝二監訳・プレジデント編集部編 [1973]『社会監査』ダイヤモンド社。)
- Estes, R.W. [1976] *Corporate Social Accounting*, New York, New York: John Wiley & Sons. (名東孝二監訳・青柳清訳 [1979]『企業の社会会計』中央経済社。)
- 合崎堅二 [1989] 「会計とインスティテューショナルリズム——社会責任会計を中心に——」『國學院経済学』第 36 卷第 4 号, 1-21 頁。
- 合崎堅二・若杉明・河野正男編 [1994] 『現代社会と会計』中央経済社。
- 上利悟史 [2025] 「米国における気候関連情報の開示と内部統制の展開」小西範幸編著『サステナビリティ情報の会計・開示・ガバナンス』同文館出版., 107-130 頁。
- 安藤英義 [2001] 『簿記会計の研究』中央経済社。
- 河野正男・上田俊昭・八木裕之・村井秀樹・阪智香 [2009] 『環境財務会計の国際的動向と展開』森山書店。
- 小口好昭編著 [2002] 『マイクロ環境会計とマクロ環境会計』中央大学出版部。
- 國部克彦・伊坪徳宏・水口剛 [2012] 『環境経営・会計 [第 2 版]』有斐閣。
- 後藤茂之・鶯地隆継編著 [2022] 『気候変動時代の

- 「経営管理」と「開示」中央経済社。
- 佐藤信彦 [2004] 「会計基準の権威」『会計』第 165 巻第 2 号, 13-26 頁。
- [2013] 「会計基準の設定権限と強制力」『企業会計』第 65 巻第 1 号, 60-66 頁。
- 徳谷昌勇 [1977] 『企業社会会計論』, 白桃書房。
- 日本経済新聞 [2025a] 「メタ、投稿管理の方針転換」『日本経済新聞』1 月 9 日総合 2 面, 3 頁。
- [2025b] 「米銀、気候変動枠組み撤退」『日本経済新聞』1 月 9 日総合 2 面, 3 頁。
- [2025c] 「ブラックロック、枠組み離脱」『日本経済新聞』1 月 11 日グローバル市場面, 10 頁。
- [2025d] 「多様性の看板下ろす米企業」『日本経済新聞』1 月 20 日ダイバーシティ面, 17 頁。
- [2025e] 「米シティ、多様性目標撤廃」『日本経済新聞夕刊』2 月 22 日, 1 頁。
- [2025f] 「サステナ開示義務化 全プライム対象」は見送り 金融庁」『日本経済新聞』7 月 8 日, 1 頁。

- 倍和博 [2008] 『CSR 会計への展望』森山書店。
- 兵頭伸考・須賀勇介・中澤範之・大浦佑季・大山文隆 [2023] 「2023 年 3 月期有報におけるサステナビリティ情報の開示分析」『旬刊経理情報』第 1690 号, 9-23 頁。
- 兵頭伸考・須賀勇介・中澤範之・大浦佑季・大山文隆 [2024] 「2024 年 3 月期『有報』分析」『旬刊経理情報』第 1721 号, 7-27 頁。
- 向山敦夫 [2003] 『社会環境会計論—社会と地球環境への会計アプローチ—』白桃書房。
- 山上達人 [1986] 『社会関連会計の展開』森山書店。
- [1996] 『環境会計の構築—社会関連会計の新しい展開—』白桃書房。
- [1999] 『環境会計入門—環境会計の基本問題を考える—』白桃書房。
- 山上達人・飯田修三編著 [1994] 『社会関連情報のディスクロージャー』白桃書房。
- 山上達人・向山敦夫・國部克彦編著 [2005] 『環境会計の新しい展開』白桃書房。